

D P C 対象病院の退出に係る報告について

- D P C 制度において、診療報酬改定以外の時期に特別の理由により緊急に D P C 制度から退出する場合は、退出の可否について厚生労働省保険局医療課において確認を行い、必要に応じて（※）中央社会保険医療協議会において審査・決定することとしている。

（※）退出の類型と審査・決定の主体に係る現行の整理

退出の類型	審査・決定の主体
病床機能の転換を理由に退出する場合	厚生労働省保険局医療課
予期せぬ事由により、DPC 制度への継続参加が困難となった場合	中央社会保険医療協議会
厚生労働省保険局医療課において審査及び決定することが困難と考えられる場合	

- 今般、以下の4病院から、病床機能の転換を理由としたD P C 制度からの退出に係る申請書が提出されたことから、厚生労働省保険局医療課において確認を行い、いずれもD P C 制度からの退出について可とする旨を決定したため、令和6年10月1日付でD P C 制度から退出することとなった。

医療機関名	退出理由
うへの病院 (福岡県)	地域医療において求められる役割を踏まえ、回復期機能を中心とした地域包括ケア病棟へ転換することで、地域密着型の医療を提供していくため。
公立つるぎ病院 (石川県)	今後 DPC 対象病院の基準を満たす見込みがなく、地域の医療需要の変化に対応し、地域包括医療病棟への病棟再編を行うため。
社会医療法人財団 天心堂へつぎ病院 (大分県)	内科系の救急患者の受入れを担う医療機関へと役割が変化してきており、地域の医療需要も踏まえ、地域包括医療病棟への病棟再編を行うため。
いちき串木野市医師会立 脳神経外科センター (鹿児島県)	今後 DPC 対象病院の基準を満たす見込みがなく、地域の医療需要の変化に対応し、地域包括医療病棟への病棟再編を行うため。